

_____様

居宅介護支援契約書

有限会社 いきいきケアサポート

居宅介護支援事業所 いきいき館

電 話 0994-45-6512

FAX 0994-45-6511

居宅介護支援事業所契約書

利用者と「居宅介護支援事業所いきいき館」（以下「事業者」という。）とは、居宅介護支援業務の委託に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（目的）

- 1 事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むため、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスを利用できるよう、利用者の同意の上で居宅サービス計画（ケアプラン）を作成しサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 2 事業者は居宅介護支援業務にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の介護保険被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約期間は令和 年 月 日から介護保険認定期間満了日までとします。但し契約期間満了日前に利用者が要介護状態区分変更の認定を受け要介護認定期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了日の7日前迄に利用者から契約更新拒絶の意思表示がない場合はこの契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、変更後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護認定期間の満了の日までとします。

第3条（居宅介護支援の担当者）

事業者は、事業者に属する介護保険法の介護支援専門員に、利用者のサービス担当者として、介護支援専門員を選任し居宅介護支援の業務にあたさせます。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は次の各号に定める、事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の自宅を訪問し、利用者及び、家族に面会し情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における、指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び、その家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画書を作成します。
- ④ 居宅サービス計画に位置づけた、指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及び、その家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に従ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等と連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

第6条（施設入所の支援）

事業者は、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等への入所の為の支援を行います。

第7条（居宅サービス計画変更の支援）

利用者が、居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、鹿児島県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係わる援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これらの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第1項のサービス実施の記録を閲覧する事が出来ます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を実費負担にて受けるとができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または、事業者が解約を文書で通知しかつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に関する料金規定は【別紙1】のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知を行うことにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由をしめした文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者、またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護区分が要支援、非該当（自立）となった場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者はサービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

附則

この規定は、平成24年9月1日から施行する。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

住 所 鹿児島県鹿屋市王子町3958番地7

法 人 名 有限会社 いきいきケアサポート

代表取締役 田中 穂積

契約者職氏名

居宅介護支援事業所 いきいき館

介護支援専門員

利用者

住 所

氏 名

家族代表

住 所

氏 名

続柄 ()